

審査基準（公表用）

健康福祉部 薬務課

法令名	毒物及び劇物取締法施行令	法令の番号	昭和30年政令第261号		
許認可等の種類	登録票又は許可証の再交付	根拠条項	第36条		
審査基準	<p>毒物劇物営業者又は特定毒物研究者の登録票又は許可証の再交付は、毒物及び劇物取締法施行令第36条に基づき審査し、適合している場合に登録票又は許可証の再交付を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 毒物劇物営業者又は特定毒物研究者は、登録票又は許可証を破り、汚し又は失ったときは、登録票又は許可証の再交付を申請することができる。 2 再交付の申請は、申請書を県知事に提出することによって行うものとする。この場合、破り、又は汚した登録票又は許可証を申請書に添付しなければならない。 3 毒物劇物営業者又は特定毒物研究者は、登録票又は許可証の再交付を受けた後、失った登録票又は許可証を発見したときは、県知事に、これを返納しなければならない。 				
受付機関	薬務課	処理機関	薬務課	交付機関	薬務課
		標準処理期間		30日	目次
		標準経由期間		日	NO
					16